ロ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十八　国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額

7　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

8　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

9　平成三十年度及び令和元年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、通学路の緊急安全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

10　平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号及び第二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分

［新設］

6　平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

7　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）を加えた額とする。

8　平成二十九年度及び平成三十年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、子育てワンストップサービス（情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項の規定により内閣総理大臣が設置した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して情報提供等記録開示システムと電気通信回線で接続した電子計算機の使用に係る者が行う同条第四項第二号及び第三号に掲げる行為のうち、子育てに関するものをいう。以下この項において同じ。）の実施（子育てワンストップサービスが対象とする全ての行政手続（以下この項において「対象手続」という。）について平成二十九年七月十八日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合（同年八月三十一日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合を含む。）であつて、かつ、対象手続のうち一以上の手続について平成二十九年度中に電子申請を可能とした場合に限る。）のための情報システムの改修等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・五を乗じて得た額（平成二十九年度から平成三十年度までの二箇年度で計三〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）を加えた額とする。

9　平成三十年度及び令和元年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、通学路の緊急安全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）を加えた額とする。

10　平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号及び第二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分